

平成二十二年十月二十六日（火曜日）（未定稿）

午前十時開会

○委員長（藤田幸久君） ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

（中略）

○中西健治君 みんなの党の中西健治でございます。よろしくお願いいたします。

G20 については、多くの質問、内容の詳細についてはもう出ているようでございますので、私はこのG20 の枠組みについて、まず野田財務大臣に質問したいというふうに思っております。

G20 の成り立ち、皆様御承知のとおりロシア危機ですとかアジアの通貨危機を踏まえて、そのたびに参加国が増えてきているということになっておりまして、今や二十か国を超えているというようなお話でございました。テレビで映像を見ているだけでも非常に多くの参加者がいて、先進国もあれば途上国もある、資源国もあれば工業国もあると、こういう中で立場も利害も全然対立してしまうというような場であるわけでございますが、その中で、本当に実質的な有効な議論というのができるのかどうかということについてやはり大きな疑問があるというふうに私自身は思っております。

野田財務大臣、行って帰ってこられたばかりでございますので、そこら辺、どういうふうにお感じになられたか、お話しただければ有り難いと思います。

○国務大臣（野田佳彦君） 委員御指摘のとおり、参加国あるいは地域が増えていまして、事実上、20 より多いんですよね、IMFであるとか世銀なども入りますので。そうすると、財務大臣・中央銀行総裁会議となると大体参加者が五十人ぐらいいます。一人三分しゃべっても相当長い時間やるという会議でありますから、だからこそ公式会議以外のところで、バイであるとかちっちゃなマルチであるとか相当いろんな会議をやりながら公式の会議をやっているということでございまして、機能はやっぱりしっかりしているというふうに思いますし、今回も経常収支の問題であるとかあるいは通貨の問題、IMF改革、特にIMF改革なんかは相当に利害を超えて最終的には大同団結しました。

G7 というのは、経済状況とか基本的な考え方とか、あるいはお互いに国際的な金融市場を持っているという意味では共通性のある基盤ですが、今はやっぱり国際の金融協力という場面においては一番やっぱりG20 が重要な会議に私はなっているというふうに思います。

○中西健治君 今お話、G7 というのもございましたけれども、今回のG20 の会議に先立ってもG7 が行われたというような報道もありましたけれども、このG7 とG20、両方あるわけですがけれども、それぞれにどういう意義があるのかということについて簡潔にお話しいただきたいと思います。

○国務大臣（野田佳彦君） 今少し触れましたけれども、経済状況とか基本的な考え方あるいは国際的な金融市場を有するという意味でのG7というのはやっぱり共通基盤が成り立っています。その意味では、自由闊達な意見をしながら、お互いに問題意識を共有して前へ進むということは何回もこれまで繰り返してきました。今回もG20の前にG7もやりました。それはやっぱりそういう我々先進国の問題意識を共有しながら、どうやって新興国と向き合って利害調整をしていくというある種相談みたいなこともありますよね、そういう機能を果たしているということでございます。

G20はさっき申し上げたようにいろんな立場の国が参加をしています。先進国、新興国、途上国、黒字国、赤字国、それぞれの利害は違いますけれども、それを乗り越えてやっぱりお互いに、今回の場合は強固で安定した国際金融システムをつくらなければそれぞれがマイナスだねという認識は持っているわけで、そのために大同団結をする場であったと思いますし、意義はあったというふうに思います。

○中西健治君 今回の共同声明を見ましても、結局のところIMF改革を除くと具体的な方策ということについては合意がされていないということもありますので、なかなかG20は難しい場所なんじゃないかなというふうに私自身は思っています。それで、G7は中国も入っていないということもあるので、為替のことを考えたり、貿易の国際収支の不均衡を考えるに当たっても、もっとほかの協議の場が必要となってくるんじゃないかと、私自身は考えているということでございます。

続きまして、自見金融担当大臣に質問の方をさせていただきます。

自見大臣、衆議院の予算委員会で中小企業金融の円滑化法、これの来年の三月の期限、延長をすると、視野に入れて検討するということを表明されておりました。そして、先週の本委員会におきましても、荒木委員の方から延長の要請というのもあったわけでございますけれども、私自身は、中小企業が厳しい環境の中で競争力を高めてしっかりと自立をしていくための支援をするということ自体、非常に大切なことだというふうに考えておりますけれども、この法律の運用に関しては大きな問題が幾つかあるので、単純延長はすべきではないだろうというふうに考えております。

まず、一番目に指摘させていただきたいのが、銀行の隠れ不良債権の問題です。

今回のこの法律が施行されるに当たりまして、金融庁は、昨年十二月に金融検査マニュアルを変更しております。そして、この中小企業が延長要請をするときには不良債権として認識しなくてもいい、一定の要件の下に認識しなくてもいいというように金融検査マニュアルを変えているということでございます。そして、この一定の要件というのが、一年以内に経営再建計画を策定する見込みがあるときという非常に緩い要件となっているということでございます。それがゆえに、本来であれば不良債権として認識されるべきものが隠れ不良債権となっているというのが分かってきているということでございます。

日本銀行の試算によると、この金額というのが四兆円以上に上っているのではないかとということになっているわけですが、この措置というのは金融機関のディスクロー

ジャーを大きくゆがめている措置です。そして、財務諸表に対する信頼性を著しく損なう措置でもあるというふうに考えておりますので、私自身は即刻この検査マニュアルは元の基準に戻すべきであるというふうに考えておりますが、自見大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣（自見庄三郎君） 中西議員にお答えをさせていただきますが、従来より、今も先生御指摘のように、貸出条件の変更を行っても一定の要件の下に該当する経営改善計画等がある場合には不良債権に該当しないという扱いとしておるところで、そのことを、先生はそのことを今取り上げられたわけでございますけれども。

私も二十年前、通産政務次官というのをさせていただきました、中曽根弘文参議院議員が当時参議院から来た通産政務次官、私が中小企業担当の衆議院から行った通産政務次官をさせていただきました、一年三か月を、当時通産大臣から特別にこの政務次官に中小企業担当という辞令をいただきまして、大変中小企業の政策のやらせていただいた経験もございまして、そのことを踏まえて、中小企業は景気の影響を受けやすく、一時的な収益の悪化によって赤字に陥りやすいという特徴がございまして、また、中小企業はなかなかマンパワーが正直に言いまして不足しがちでございまして、問題等により迅速に経営改善計画なんというものを策定することはなかなか困難なことがございまして、また、いろいろな経営コンサルタントをお願いすればいいじゃないかという御意見もございまして、なかなかそこまでこの不況の中で経費がないというようなこともございまして、そういったことで昨年十二月の検査指針、今先生御指摘のように、監督指針及び検査マニュアルの改定、こうした中小企業の特徴等を踏まえまして、経営改善計画の策定が可能と見込まれば、計画等の策定を最長一年間延長し、その間は不良債権に該当しないという取扱いをさせていただいたものでございまして、必ずしも、この中小企業の実態を踏まえて、今大変厳しい不況の中でございまして、金融機関のディスクロージャーをゆがめるといのも御指摘は当たらないんじゃないかというふうに私は考えております。

○中西健治君 自見大臣は先週の所信表明のときにアメリカの金融制度改革について賛意を示しているようにおっしゃられたかと思っておりますけれども、このディスクロージャーをしない、本来であれば開示しなければならないものを隠すというのは、これはまるっきり逆の方向だと思っておりますので、私自身はやはりしっかりと開示をすべきであろうというふうに考えております。

もう一つ、これに関連して質問をさせていただきます。

この法律では、金融機関は貸付条件の緩和に応じる努力義務だけが課せられているわけですが、実際には、これまでのところ銀行は政府や監督官庁の意向を踏まえて貸付条件の緩和要請にほぼすべてこたえてきているということでございます。

私自身は、単なる延命策というのでは日本の産業の競争力を強化することにもなりませんので、政府は産業の競争力強化という観点も入れて、やはり一定の基準を設けるべきなのではないかというふうに考えております。経営再建計画を厳しくするですか、成長産業への転換を促すですか、そういった基準を設けることについてはいかがでしょうか。

○国務大臣（自見庄三郎君） 中西議員にお答えいたしますが、中小企業金融円滑化法は、一時的に返済が困難であるものの将来改善の見込みがある債務者に対して、貸付条件の変更等に金融機関が務める法律でありまして、必ずしも今申し上げました事情等々によりまして、中小企業の延命策との御指摘も当たらないというふうに私は思っております。また、同法の施行によりまして検査マニュアルあるいは監督指針が改定しまして、まさに検査、監督、続いて金融機関による借り手企業への経営指導、いわゆるコンサルティングです。非常に金融機関というのはもう先生御存じのように、非常に内部にコンサルティング機能といいますか、こういうお得意さんはこの地域にいますとか、こういう企業があるとか、そういうのを非常に、先生が御存じのように、非常にノウハウをたくさん金融機関というのは内部に持っているものですから、そういったコンサルティングの機能を十分に発揮して促してほしいということをございまして、いずれにいたしましても、中小企業円滑化法については、引き続き、金融機関への影響にも配慮しつつ、我が国の経済及び中小企業等の資金繰りの現状や金融機関の円滑化等に向けて、取組の進捗状況をよく見ながら、この延長も視野に入れつつ検討してまいりたいと。

当然、今先生言われたように、金融規律ということも大事でございますけれども、同時にその中で、やっぱり中小企業がこういった厳しい中でも生き延びると、そして雇用を確保していただくということ、そのまさにバランスの問題でございますけれども、そういったことをきちっと、一応法律を作って、この法律を作りまして、実は今大阪とか、この前大阪、名古屋に私も調査に行かせていただきましたが、中小金融機関から、この法律がなかった場合は、実はメガバンクは全然もう、この協調融資の場合なんか全くもう振り向いてもくれなかったけれども、この法律ができてから、協調融資する場合に、メガバンクが初めて協調融資なんかの相談に応じてくれるようになったというのは、現実にそういう声も聞いておりますので、そういったことも御理解をいただければというふうに思っております。

○委員長（藤田幸久君） 中西健治君、時間が過ぎておりますので、おまとめください。

○中西健治君 時間が参りましたので。

この隠れ不良債権、更に大きくなっていくということになりますと、金融機関の経営にも大きな影響を与えかねないということをございしますので、慎重にということをお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

正午散会